

# 金融庁「内部統制報告制度に関するQ&A」 要約解説

平成20年6月24日公表(問1-問67)  
(平成19年10月1日公表Q&A含み)

金融庁総務企画局

(有)情報戦略モデル研究所

# はじめに

---

平成20年6月24日、金融庁は「内部統制報告制度に関するQ&A」を公表しました。平成19年10月1日に公表した「内部統制報告制度に関するQ&A」で20個の質問を取り上げましたが、実施年度に至るまでに発生した追加質問を加え、全67問のQ&A集としてまとめました。

実施年度に至るまでの、内部統制整備の過程で生じた対象企業の経営者や監査人の疑問点に応えたものです。

金融庁の「実施基準」は、原則的要素が強く記述が観念的な面があります。

今回の「内部統制報告制度に関するQ&A」を併用することで、内部統制の実践がよりの確な活動になっていくと思います。

公表資料は、専門家の方を除くとかなり読みづらい面があります。本著は、このQ&A集を解釈し、要点を平易にまとめました。専門家の方でもなく、内部統制の勘所が容易に理解できると思います。

現在、After J-SOXといわれる段階にあります。この活動は継続的な改善活動が中心になってきます。金融庁の「実施基準」、経産省の「システム管理基準 追補版」の両ガイドをもとに、今回公表の「内部統制報告制度に関するQ&A」を活用することで、After J-SOXの内部統制の具体的な指針になると思います。

本著が、何らかの形で皆様のお役に立てることを祈念いたします。

有限会社 情報戦略モデル研究所  
代表取締役 井上 正和  
(平成20年 9月 10日)

# 「内部統制報告制度に関するQ&A」の目次

---

| <u>分類</u>  | <u>頁</u> |
|--|----------|
| 1. 評価の意義：問1,2,48                                 | P4       |
| 2. 評価範囲：問3-6,問21-28                              | P5       |
| 3. 評価体制：問8,29,30                                 | P8       |
| 4. 評価方法：問7,問10-17,問31、33-38、問40,41,問43-45,問58,61 | P9       |
| 5. 記録・保存：問9,32,46,47                             | P17      |
| 6. 内部統制監査の目的：問49,50                              | P19      |
| 7. 内部統制監査と財務諸表監査の関係：問51,52                       | P20      |
| 8. 内部統制監査の実施：問18,19,問53,57,59,問60,66             | P21      |
| 9. 監査人の報告：問62-65,67                              | P24      |
| 10. 中小規模企業：問20,問39, 問42,問54,55,56                | P28      |

# 1. 評価の意義

## 問1.【重要な結果の判断指針(金額的重要性)】

重要な欠陥の判定の数値基準(連結税引前利益の概ね5%)は前期決算数値や期末予想値をベースに設定するのか？

回答: 監査人と協議の上、評価のための設定は必要であろうが、予想と実績の重要な乖離が生じる場合は当初の判断基準を見直してもよい。

## 問2.【重要な結果の判断指針(連結税引き前利益)】

例年と比較して連結税引前利益が著しく小さくなった場合でも、連結税引前利益概ね5%が必須か？

回答: 監査人と協議の上、必要に応じて比率の修正や特殊要因等を除外する等の処置を講じても良い。

## 問48.【重要な欠陥の意義】

重要な欠陥を記載する意義は何か？

回答: 経営者は開示によって経営上の課題の1つとして認識できる。是正に向けての方針や計画を併せて改善方向表明という意味にも適用する。(内部統制府令ガイドライン4-5)(基準Ⅱ1(4)、4(5)③)

## 2. 評価範囲

---

### 問3. 【全社的な内部統制の評価範囲】

例えば売上高累計で95%に入らない連結子会社は「影響の重要性が僅少な事業拠点」として除外してよいのか？(基準Ⅱ2(2))

回答: 監査人と協議の上、除外の取扱は適切である。

### 問4. 【企業の事業目的に大きく係る勘定科目】

全ての業種・企業において売上、売掛金、棚卸資産の3勘定は必ず使用するのか？

回答: 全ての上場企業に対する例示である。監査人と協議の上、個々の業容に応じて判断する。  
銀行等では「預金、貸出金、有価証券」などとなる。

### 問5. 【重要な事業拠点の選定(関連会社)】

連結ベースに含まれない関連会社で財務諸表に重要な影響を及ぼすことの判断基準は？

回答: 関連会社の評価対象範囲に組み入れるか否かについては監査人と協議の上、影響の重要性を勘案し対処する。

## 2. 評価範囲

### 問21.【関連会社における評価】

持分法適用子会社で他の株主の存在等の理由から協力が得られない場合、「やむを得ぬ事情」の該当と考えて良いか？

回答:基本は全社的內部統制の評価を中心とした質問表送付や聞き取りによる評価が必要。  
重要な監査手続を実施できなかった場合、監査範囲の制約の重要性に応じて、除外事項を付した「限定付適正意見」を表明するかまたは表明しない。(基準Ⅱ2(1)①ロ、Ⅲ4(5))

### 問22.【評価対象となる委託業務の例】

委託業務の具体的範囲は？

回答:財務諸表や開示事項の作成の基礎となる取引の承認、  
実行、計算、集計、記録等の業務である。(基準Ⅱ2(1)②イ)  
これらのうち、財務報告に対する影響が重要であるものが対象となる。

### 問23.【子会社等に委託する業務の評価】

連結財務諸表を構成する子会社や関連会社に重要な業務プロセス(物流業務や経理業務)を委託している場合は委託業務として評価するのか？(基準Ⅱ2(1)②)

回答:連結財務諸表を構成する子会社や関連会社に業務を委託する場合は本来の業務として内部統制の評価の範囲に含まれる。委託業務ではない。